

日本学生支援機構奨学金

令和2年12月16日からの大雪による災害に係る災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて（通知）

以下の通り災害救助法適用地域及び適用日が定められました。希望者は学生支援事務室までご相談ください。

1. 災害救助法適用地域及び適用日

令和2年12月16日からの大雪による災害に係る災害救助法適用地域

【新潟県】南魚沼市、南魚沼郡湯沢町（法適用日：2020年12月17日）

2. 給付奨学金家計急変採用

家計急変の事由	証明書類
D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 家計急変の事由A～C（「給付奨学金案内－家計急変」等を参照）のいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	罹災証明書 （注意）「給付奨学金案内－家計急変－」に記載の「事情書（所定様式）」は提出不要です。

3. 貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用（第一種奨学金）	2020年12月以降で申込者が希望する月	2021年3月 （条件によって延長可能）
応急採用（第二種奨学金）	2020年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで